



平成27年7月15日

岡崎市こども発達センター等整備運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第54条第1項に規定する対象事業者と支援内容について、法第46条第1項に基づき民間資金等活用事業支援委員会において以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、「こども発達センター」および「新友愛の家」の整備改修等により、愛知県岡崎市における発達に心配のある子等に対する支援体制の拡充を行う事業であることに加え、現在の「岡崎市福祉の村」の場所で、「こども発達センター」を発達に心配のある子の、「新友愛の家」を障がい者の相談支援の拠点とするための事業であり、新たに施設を整備して運営するBTO部分に加え、既存施設を有効活用して行うRO部分が含まれている事業です。

また、事業者選定審査を経て、地元企業が代表企業を務めるほか、協力企業も地元企業を中心に構成される地域完結型の事業となりました。

2. 対象事業者について

対象事業者名：岡崎ウェルフェアサポート株式会社

※ 対象事業者は、酒部建設株式会社（本社所在地：愛知県岡崎市日名中町6番地1）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、株式会社百五銀行がアレンジャーとなる融資団に参画し、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ（<http://www.pfipcj.co.jp/index.html>）での公表を予定しています。